

くみあいニュース

第11号

◆ ご挨拶

陽春の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は組合事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

新年度がスタートし、四郷駅前の駐輪場も新しい場所に完成して利用できるようになりました。今年の秋以降には地区内の建築工事も始まる予定で、今後ますます街の姿が明確に見えてくるようになります。

工事は今年度ピークを迎えており、現在は豊田市発注の下水道建設工事が1本、上水道整備工事が3本、電線共同溝工事が2本、東邦ガス発注のガス管整備工事が1本の合計7本の組合以外の発注工事も地区内で施工中です。組合発注の工事はもちろん、組合発注以外の7本の工事についても安全面に十分配慮して進めていただくよう関係機関に協力を要請しながら、引き続き工事を進めていきます。

交通規制など皆さんにご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、今後も組合、豊田市、業務代行者が一体となって、残された課題をひとつひとつ解決しながら事業を推進していきますので、引き続きご協力の程、よろしく申し上げます。

理事長 梅村 利幸

—今後の予定—

4月	総代選挙 三役会（2回） 役員会
5月	三役会（2回） 役員会
6月	組合事業監査 三役会（2回） 役員会
7月	総代会



◆ 第11回総代会を開催しました

平成30年3月10日（土）に第11回総代会を開催しました。
議決事項は以下のとおりです。

- 第1号議案 繰越明許費について
- 第2号議案 平成30年度予算について
- 第3号議案 定款の一部変更について

上記議案は原案どおり可決されました。



◆ 駅前駐輪場の供用開始

昨年の11月に駅前広場の使用が開始されましたが、引き続き、駅前広場内にある駐輪場の供用が開始されます。駐輪台数は220台と増え、駅としての利用環境が徐々に整っています。駐輪場の完成に伴い、仮設駐輪場は撤去致しますのでご注意ください。

また、豊田市の発注している駅前トイレの建設工事は完了しますが、トイレに接続する下水管の敷設工事は継続中です。新たな駅前トイレが利用できるようになるのは今年の夏ごろの予定です。



◆ 総代補欠選挙

土地の売却や相続などで現在の総代の欠員が6名になる為、定款第60条に基づき、総代補欠選挙を4月21日（土）に行います。詳細については、別途お知らせ致します。

選挙人名簿縦覧 選挙を実施するに当たり選挙人名簿の縦覧を行います。

日 時 平成30年4月6日（金）～4月10日（火）
9:00～16:00まで（12:00～13:00は除く）

閲覧場所 組合事務所

※選挙人名簿の記載漏れ等については縦覧期間内に異議の申出を受け訂正します。

※定款第47条の3に基づき、候補者の数が選挙する総代の数を超えないときは投票を行いません。

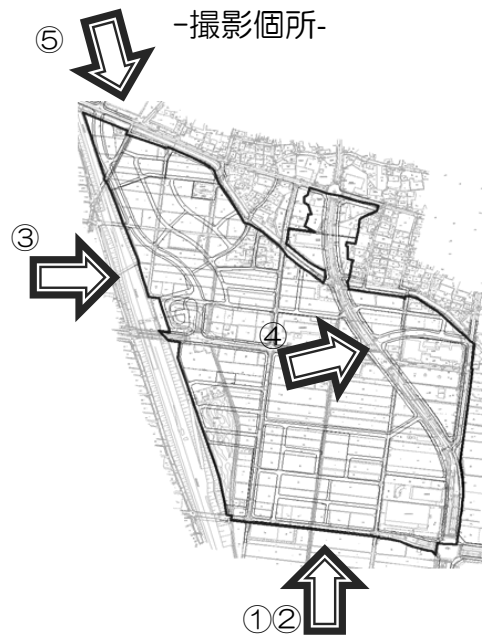


◆ 東海市からの視察

平成30年2月28日（水）に東海市の「後浜川南新田まちづくり準備委員会」と「東海市役所」が視察に来られました。当日は、愛知県で初めて業務代行方式を採用し事業を進めている当組合に対して、業務代行方式を選定した経緯や業務代行方式の利点等について質問がありました。「後浜川南新田まちづくり準備委員会」は当組合の視察の後、区画整理事業の施行方針について検討されるとのことです。



◆ 地区の空撮



① 工事着手前全景（平成27年12月）



② 工事着手後全景（平成29年12月）



③ 四郷駅周辺（平成29年12月）



④ 齊藤病院周辺（平成29年12月）



⑤ 公民館、ふれあい広場周辺（平成29年12月）

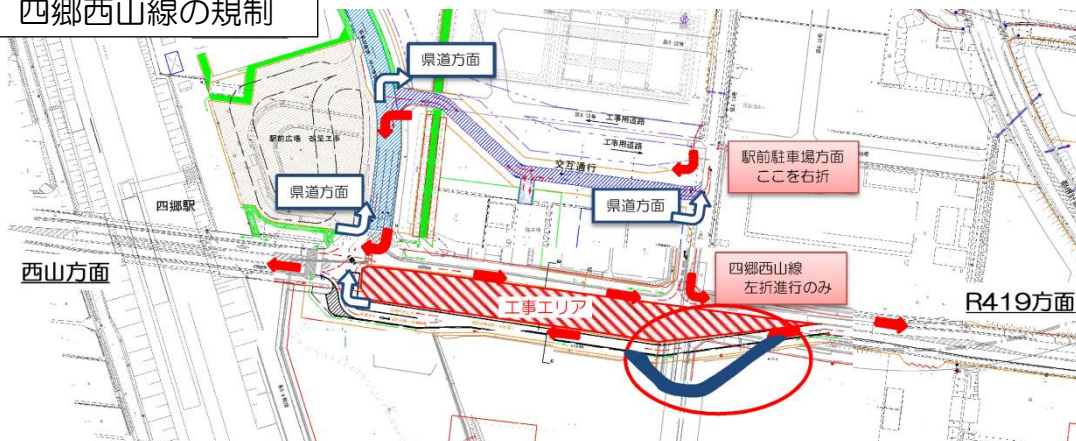


◆ 工事による道路の規制等

現在予定されている工事による道路の規制等についてお知らせします。

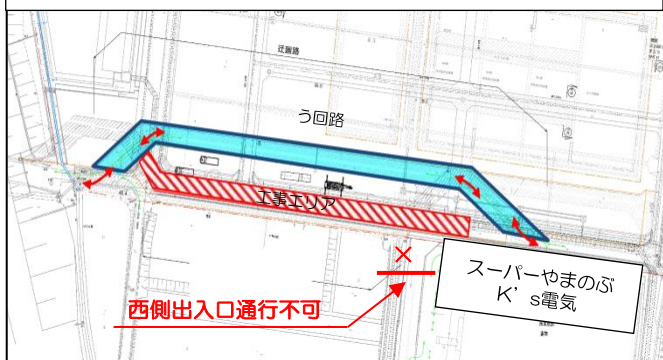


① 四郷西山線の規制

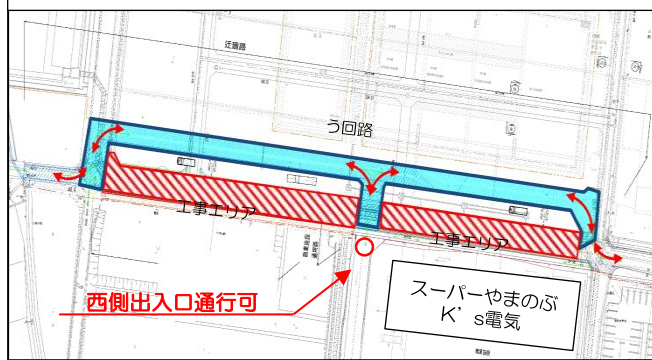


② 四郷農協線の規制

平成30年3月1日から平成30年5月31日まで



平成30年6月1日から平成30年10月31日まで



- ① 四郷西山線は規制中です。
- ② 市道（四郷農協線）の、う回路が完成し規制中です。（出入り口にご注意ください。）
- ③ 市道（上原森前線）の一部は現在通行止めです。郵便局へは南側からアクセス可能です。
ご迷惑をおかけいたしますが、引き続きご協力をお願いいたします。

◆ 現在の工事の状況

① 街区道路（区9.5-1号）の築造



② 調整池の全景



④ 雨水排水管推進工事 土留工事



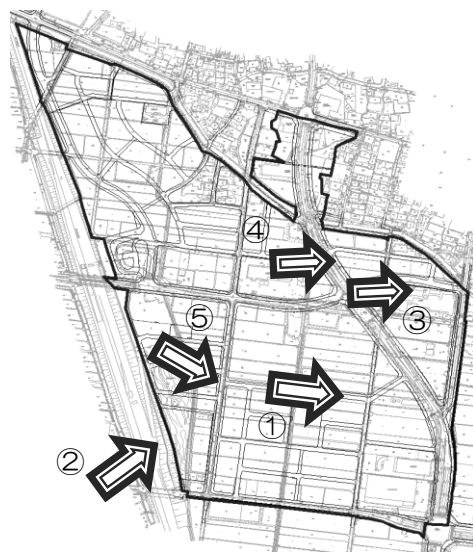
③ 斉藤病院北側道路築造工事



⑤ 造成工事完了検査の状況



-撮影箇所-



◆ 各種証明書の発行について

仮換地の証明書や仮換地の底地証明などが必要な方は、組合事務所にて証明書を発行いたしますので、お申し出ください。（有料になります。）



◆ 建築行為等の制限について

換地処分を行うより以前に、土地の形質の変更もしくは、建築物その他工作物の新築、改装、増築を行い、または移動の容易でない物件の設置、もしくはたい積（5トン以上）を行おうとする場合は、豊田市長の許可を必要としますので、事前に組合事務所へご相談の上、「土地区画整理事業施行地区内建築行為等認可申請書」（土地区画整理法第76条第1項の申請）を提出して下さい。

◆ 地権者の皆様へのお願い

下記に該当するような宅地および建物等に関する権利に異動を生じたときは、組合事務局までお知らせください。

- 地区内土地および建物の権利の異動が生じた場合（例：相続の発生、土地・建物の売買を行った場合など）
- 住所移転や連絡先などに変更が生じた場合（例：引越しなどで転居された場合など）



平成30年4月1日 第11号

発行：豊田四郷駅周辺土地区画整理組合

事務所：住所 〒470-0373 豊田市四郷町六反田82番地

電話 0565-45-6251 FAX0565-45-6252

発行責任者：理事長 梅村 利幸 編集責任者：滝野 真道（事務局長）

